

一般競争入札の参加者の資格等

一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおりとする。

令和7年7月7日

五島列島おもてなし協議会 会長 松崎 義治

1 一般競争入札に付する事項

五島列島観光実態調査業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 本日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県、五島市、新上五島町若しくは小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) 本日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者

3 競争入札参加者の資格要件

- (1) 令和2年以降、当該業務と「類似する業務」に関する業務委託契約を締結し、履行完了の実績があること。
「類似する業務」とは、観光実態等の調査業務のことを指す。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
本日から、令和7年7月18日（金）までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
- (2) 申請書の入手方法
申請書等の様式については、五島市、新上五島町及び小値賀町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。
- (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
ア 誓約書
イ 委任状
ウ 法人にあつては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
エ 個人にあつては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
オ 印鑑届（様式第2号）
カ 3の(1)を証する書類（契約書の写し及び履行証明書等）
イについては、権限を支店長等に委任する場合に提出すること。
提出書類は原本又は写しとし、参加資格申請日から3月以内に発行されたものに限る。
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
（住所）〒853-8502 長崎県五島市福江町7番1号
（名称）五島列島おもてなし協議会事務局（長崎県五島振興局地域づくり推進課内）

(電話) 0959-72-8401

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書 (様式第 3 号) により通知 (郵送) する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、本件の資格を取得したときから令和 8 年 2 月 2 8 日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2 の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2 の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3 年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3 年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。